

# 平成30年8月1日から育児・介護休業手当金の 給付日額上限相当額が変更されました！！

育児休業手当金および介護休業手当金の給付日額上限相当額が平成30年8月1日から右記のとおり変更となっておりますのでお知らせいたします。

	平成30年8月1日から	平成30年7月31日まで
育児休業手当金 (給付割合が67/100の場合)	13,695円	13,622円
育児休業手当金 (給付割合が50/100の場合)	10,220円	10,165円
介護休業手当金 (給付割合が67/100の場合)	15,075円	14,992円

- 給付上限相当額を超える標準報酬の等級および標準報酬の月額

育児休業手当金

第25級

470,000円

介護休業手当金

第26級

500,000円